

市内商工業者の皆様へ

旭川プレミアム付商品券発行事業実行委員会

『旭川プレミアム付商品券』取扱店舗等登録のお願い

本年10月1日に予定されている消費税・地方消費税の引上げに伴う影響緩和の対策として、「旭川プレミアム付商品券」(以下、商品券という。)を発行します。

つきましては、お客様が使いやすい商品券とするため、市内全域で利用できる商品券にしたいと考えております。旭川市内で事業を営んでいる多くの皆さんにご登録をお願い申し上げます。

○事業概要

1 商品券利用期間

令和元年10月1日から令和2年2月29日まで

2 対象者

(1) 平成31年度において住民税が課されない方

(住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養家族、生活保護受給者等を除く。)

(2) 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子のいる世帯の世帯主

※旭川市では、(1)・(2)合わせて約9万人が対象となる見込みです。

3 商品券の仕様

・額面5,000円の商品券を4,000円で販売。

・1セット額面5,000円(500円×10枚綴り)※1人5セットまで購入可能

4 商品券の販売及び換金(予定)

・販売及び換金場所:旭川信用金庫(本店及び市内支店24店舗の計25店舗)

・開設時間:平日9:00~16:00(一部支店 ~15:00)

期間中の日曜日2回9:00~16:00(変更あり)※換金は平日のみ

・販売期間:令和元年10月1日から令和2年2月28日まで

・換金期間:令和元年10月1日から令和2年3月6日まで

※登録料や換金手数料の負担はございません。なお、期間を過ぎると換金ができなくなります

ので、ご注意ください。

○募集要項及び注意事項

1 参加条件は、申込み時点※において市内で経済活動を実施している事業所・店舗とし、次の事項を禁止とします。遵守できない場合、登録店の資格を取り消すことがあります。

- (1) 商品券を他人に交換、譲渡、及び売却すること
- (2) 登録店自らの商品仕入等に利用すること
- (3) 商品券の利用を見込んで通常より高い価格を設定すること
- (4) 商品券の受取を拒むこと
- (5) 申請者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力であること。反社会的勢力との関係を有していること。又、反社会的勢力から出資等資金提供を受けていること（警察等により確認します。）

※今後、新たに開店を予定されている事業所・店舗については、実行委員会にお問合せください。

2 商品券の取扱について、次に該当するものは商品・飲食・サービス等の対象外といたします。

- (1) 出資、有価証券の購入、債務の支払い等消費にあたらぬもの
- (2) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性が高いもの
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第4号で規定する営業及び同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの
- (4) たばこの購入や小売定価以外による販売が禁止されているもの
- (5) 国及び地方公共団体への支払い(指定ごみ袋・会館使用料・水道料金・公営ギャンブル・宝くじ等)

3 登録店募集期限 **令和元年6月28日(金)までに各登録機関へご提出願います。**

※FAXでは受付しませんので、各登録機関に直接又は郵送でのご提出をお願いします。

4 登録機関は「あさひかわ商工会」、「旭川商工会議所」及び「旭川市商店街振興組合連合会」となっております。詳細は所属している機関にお問合せください。

※各登録機関に属さない商工業者については、直接、実行委員会にご提出してください。

5 事業の詳細、届出書等は旭川市のホームページにアップしております。